

「第46回旧RD最終処分場問題連絡協議会」の概要

日 時：令和5年9月12日(火曜日) 19:00～21:00

場 所：栗東市総合福祉保健センター（なごやかセンター）集会室

出席者：(滋 賀 県) 森本琵琶湖環境部長、中村参与、湯木最終処分場特別対策室長、奥野室長補佐、川端副主幹、外村主査、小形主任技師、福本主任主事、千代主任主事、コンサル2名

(栗 東 市) 上山副市長、高田環境経済部長、殿村環境政策課長、片岡課長補佐、川端係長

(自 治 会) 赤坂、小野、上向、北尾団地、日吉が丘、栗東ニューハイツの各自治会から計13名

(県議会議員) なし

(市議会議員) なし

(傍 聴) 2名

(報道機関) なし

(出席者数 31名)

司会：定刻になりましたので、ただいまから第46回旧RD最終処分場問題連絡協議会を開会いたします。

開会に当たりまして、滋賀県琵琶湖環境部部長の森本よりご挨拶を申し上げます。

部長：皆さま、こんばんは。

一同：こんばんは。

部長：夜分お疲れのところ、お集まりくださいまして誠にありがとうございます。滋賀県琵琶湖環境部長の森本でございます。

今年度第2回目の連絡協議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

この連絡協議会でございますけれども、対策の進捗状況、モニタリング結果などをご説明させていただきますとともに、皆さま方のご心配、ご提言を直接お聞かせいただける非常に重要な場であると考えてございます。

本日の内容でございますけれども、お手元の次第をご覧くださいますと、議事でございますけれども、大きな項目としては3点、本日ございます。

まず、今年度の第1回目のモニタリングの結果でございますが、今回も観測値に大きな変動は見られず、対策工事の効果は着実に表れている

ものと考えておりますが、引き続き状況を確認してまいります。

2点目でございますけれども、旧処分場施設の維持管理の状況につきまして、最近の現場写真をご覧いただきながら、点検の結果についてご報告をさせていただきます。

3点目、現在事務局で作業を進めておりますアーカイブについてでございます。アーカイブは旧RD最終処分場問題について、住民と滋賀県、栗東市が共に事実関係の整理やこれまでの対応の振り返りを行い、記録として取りまとめるとともに、再発防止につなげるということを目的としてございます。今回は、対策編の工事編の進捗状況と総括編の作成に向けた住民インタビュー方針と県職員のヒアリングの方針につきまして、ご説明をさせていただきます。皆さまの幅広いご意見を頂戴したいと考えてございます。

以上が本日の内容でございますけれども、今後も皆さまとの協定に基づく対策工の有効性の確認と、その先にあります旧処分場の安定化の確認に向けて、これまでと同様に皆さま方と情報を共有して、しっかりとご意見を頂戴しながら進めてまいりたいと考えてまいりますので、引き続きご理解とご協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。

司会：続きまして、栗東市の上山副市長さまよりご挨拶をお願いいたします。

副市長：はい。皆さん、こんばんは。副市長の上山でございます。夜分お疲れのところ、ご参集賜りまして、誠にありがとうございます。

平素は自治会活動、また栗東市政各般にわたりまして、さまざまなご協力をいただいております。ありがとうございます。

旧RD最終処分場問題につきましては、長期にわたりまして懸案事項として地元住民の皆さまにご心配、ご迷惑をおかけしております。

6月9日に次いで、今年度第2回目の連絡協議会ということでございまして、本市としましても市民の皆さまの安全安心な生活、こちらを守っていくために、今後とも、この協議会での皆さまのご意見を十分に踏まえた上で、滋賀県さんと一緒に問題解決に向けて連携協力を図りながら、一緒に進んでまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

甚だ簡単ではございますが、ご挨拶に代えさせていただきます。

司会：本日の司会進行は、滋賀県琵琶湖環境部最終処分場特別対策室の奥野がいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、3点お願いとお断りをさせていただきます。

まず1点目ですが、ご意見やご質問などをいただく際には、挙手をしていただき、司会から指名させていただいた後にご発言をお願いいたします。

2点目ですが、この会議は旧RD最終処分場問題に関わる周辺6自治会の皆さまと県および市の意見交換の場ですので、会議中、傍聴の方からのご発言はお受けしないこととしております。

そして、3点目ですが、会場の使用時間の関係で、会議は最長でも21時30分までとさせていただきます。このため、議事の進行によりましては、議題の途中でも議題に進むことがございます。円滑な議事進行に努めてまいりますので、皆さまのご協力をお願いいたします。

以上3点について、よろしく申し上げます。

そして、次に、本日お配りしております資料を確認させていただきます。

資料につきましては、まず次第です。次に、資料1から5までございます。資料全ておそろいでしょうか。もし、会議の途中でも資料の落丁等ございましたら事務局までお知らせください。

また、会議中は適宜前方のスクリーンのほうで、お手元と同じ資料を表示しながら説明いたします。お手元の資料とスクリーンをご覧ください。

マイクは、2つの自治会に1つずつ机に置かせていただいております。こちらからのマイクの受け渡しは行いませんので、随時回していただくような形でお願いします。

それでは、議事に入らせていただきます。座って説明させていただきます。

室長補佐：まず、議事1の前の結果について説明させていただきます。こちらは私から説明させていただきますので、資料1をご覧ください。

資料1につきましては、前回の6月に開催しました第45回の連絡協議会の開催結果でございます。多くのご意見等が出ましたが、時間の都合上、前回、お答えできなかったこと、今後、対応等が必要なものについて、ピックアップして説明をさせていただきます。

それでは、始めさせていただきます。1番の前回の開催結果の確認についてでございます。

①です。こちらは、平成16年に住民から許可容量超過の指摘があったにもかかわらず、県は問題企業の主張を鵜呑みにして3年間調査しなかった。RD社を倒産させると、その尻拭いを県がしなければならないので、できるだけ生き永らえさせて改善工事をさせようとしていたのではないかと。行政対応検証委員会の検証とは切り離して、元県職員に対する聞き取り調査を行い、県の住民対応は誠実であったかどうかを検証する必要がある、住民の声を真摯に受け止めていたかどうか、しっかりアーカイブに記載してほしいというご意見がございました。

それに対しまして、県のほうは、行政対応検証委員会でも県の対応は甘かったと指摘されている。アーカイブ作成に当たり、経過等をできる

限り調べて掲載するというお答えをさせていただいております。

そして、②、跡地利用に関して言うなら、栗東市は周辺で行われる開発について、なぜ情報開示しないのか。それを隠しているのではないのか。住民にとってRD問題と周辺の開発は一体のものだ。火葬場やホースパークの計画など、その都度情報を開示し、住民に説明してください。これは栗東市さんのほうに対してのご意見でした。

それに対して市のほうは、市が計画してるさまざまな事業を開示していないご指摘があったが、決して隠蔽しようとしているわけではない。タイミングもあるが、しっかり情報提供して共有させていただかなければならないと思っているというお答えをいただきました。

そして、③、図を見ると、昭和55年と60年では地山が変わっている。地山は変わるわけがない。県はRD社がおかしなことをしていると見抜けたのではないのかというご意見に対しまして、県のほうは、行政対応検証委員会においても、他のいくつかの機会において、RD社の許可容量を超えた埋め立てを明らかにできたのではないかとされているというお答えをさせていただいております。

2番のモニタリングのところは、省略させていただきまして、2ページの3番の維持管理についてのご意見とご質問です。

まず⑥の定点観測について、跡地利用にあたって沈下の影響はどう関係するのか。以前紹介された事例では、沈下が安定した段階で跡地利用されているのか、あるいは、ある程度沈下を想定しながら跡地利用されているのか、教えてほしいと。

これにつきましては、今後検討していくということで、他府県の状況については確認するというお答えをさせていただきました。こちらは※印にあるように、詳細については、11月に跡地利用協議会のほうを開催する予定をしております。その際に、詳細についてはご説明をさせていただきます。

ただ、実態として、他府県の跡地については、沈下があることを前提に進められているのが現状でございます。多くが公園とか、そういったもので、沈下状況とかは、毎年測定してないところも多いようです。

続きまして、⑦ですね。⑦と⑧は栗東市さんに対してのご意見、ご質問でしたが、まずは⑦のほうですが、旧処分場周辺は自然休養公園構想の一体の地域であった。その後、バイパスができ、RDの敷地と経堂池側が分断されたが、栗東市としては、RDの跡地利用について、分断されたニューハイツ寄りの部分の都市計画で進めようとしているのか。あるいは、あくまで一体とした都市計画を考えているのかというご質問でした。

それに対して、栗東市さんのお答えが、バイパスをまたいだ将来の地域のあり方については、今後検討する必要があるが、現時点でお答えできるところには至っていないということでした。

そして⑧、跡地利用について、イニシアチブを握っているのは栗東市

で、この地域をどうしていききたいのか。適時この場で情報提供してもらいたい。少なくとも跡地協議会の場で情報提供をお願いしますということで、回答のほうで、この協議会はRDに特化した場であるが、全体も考えるべきだとのことなので検討したいということでした。

そして次、⑩、水量、揚水量のことなんですが、水質と同格で、安定化の進行についての重要な指標であるので、できたら過去の分も含めて水量のデータも示してほしいというご意見でした。

これに対しまして、次回以降、資料に掲載するというお答えをさせていただいております。今回は資料3のほうで、維持管理の状況のところ、今回からこの情報につきましては掲載をさせていただいております。

そして⑪、原水のCODは低いものの、溶解性成分は活性炭装置でほとんど除去されており、それにより処分場からの負荷が減少している。処分場から下水道に放流するリスクについてかなり保証されているので、活性炭装置を先に止めないほうがよいのではと思うということで、こちらに対しては、県としてお答えさせてもらったのが、活性炭吸着で処理しているCODは、原水の時点で計画処理水質よりも十分低い状況である。費用対効果というところも念頭に置いて、簡素化を進めたいと考えているところということで、こちらのほうにつきましては、今年の7月から活性炭処理のほうは省略させていただいております。

次に4番のところ、対策工の有効性を確認するための評価方法についてというところで、こちらのほうは、対策工の有効性の確認後も引き続き確認していく必要がある、旧処分場の安定化のプロセスについて、発生ガスの測定地点について、ご意見がありました。

これについては、⑫のところなんですが、住民側が不安に思っているのは、掘削除去した所ではなく、掘削しなかった所である。観測地点を見ると、ほとんど有害物があって、掘り出した所になっている。掘削をしていない地点を1、2か所増やしてもらいたいということでございました。

それに対して、県のほうの回答としましては、調査地点は、対策工事で掘削しなかった地点も含まれている。

そしてさらにご質問で、業者や県がどういうことをした地点なのか、整理して見せてほしいというご意見がございまして、その時は分かりましたということで、※印に資料1の添付資料を、付けさせていただきます。今回の協議会で、これについてこの後ちょっとその説明をさせていただきます。

⑬はちょっと省略させていただきまして、ここにありました添付資料のほうの説明のほうを川端のほうからさせていただきますので、よろしくをお願いします。

副主幹：はい。続きまして、川端のほうから説明をさせていただきます。資料

1、添付資料のほうご覧いただきたいと思います。

こちら、掘削しなかった所が不安であるというご意見をいただきました。その中で、旧処分場の安定化のプロセスを確認するガス等の測定地点について、是正で掘削しなかった地点が含まれているかどうか、是正に係る掘削の経緯について、この添付資料のほうで説明をさせていただきます。

まず、県の是正に関する掘削範囲のほうになるんですけども、赤の線で囲まれた範囲があると思うんですけども、こちらが平成24年度の一次対策工事で掘削をした範囲というところになっております。

そして、黄緑色の線で囲わせていただいた範囲が、平成25年度から実施させていただいている二次対策掘削範囲のうち、土壤環境基準を超過した廃棄物土の掘削の範囲というところになっております。

そして、青で囲わせていただいた範囲になるんですけども、同じく二次対策工事の掘削範囲で遮水工に伴う廃棄物土の掘削範囲というところになっております。

そして、旧RD社による掘削の範囲というのが、黄色で囲わせていただいた範囲でして、平成3年に深掘りを行い、同年に是正を伴う掘削がなされた範囲というところで、①の範囲というところになっております。

そして、②の範囲になるんですけども、平成14年に実施された高アルカリ原因物除去の掘削範囲というところになります。

そして、③に囲わせていただいている所が、平成16年から17年に実施された、平成10年の深掘り箇所改善命令に基づく是正に係る範囲というところになっております。

なお、平成6年の深掘りの範囲については、旧揚水井戸の右側の範囲というところになるんですけども、ここについては、旧RD社によって是正を伴う掘削は行われていないということもございますので、示しておりませんが、この範囲については、二次対策において県が掘削をさせていただいている範囲というところになります。

以上の点をまとめさせていただきますと、こちらの発生ガスの測定地点7地点のうち、C-1の1地点は旧RD社の掘削の範囲というところと、H16-No. 5の1地点というのが県の対策掘削範囲というところになりまして、残り5地点が掘削していない範囲というところになります。

なお、通気管というのが径30センチと大きいため、発生ガスでは測定地点というところにはさせていただいておらず、実際、発生ガスの測定地点でいいますと、空気で希釈されてしまうということもありまして、リスクを低く見たいとはいけないというところで、発生ガスの測定地点とはしておりませんが、次の微生物による有機物の分解により内部の温度が異常な高温になっていないかというところは確認をできますので、次のページの内部温度の測定地点については、通気管4地点についても地点として加えさせていただいています。

皆さま、ご不安の声をいただいておりますので、測定地点については、アドバイザーの先生方にも何人かご意見をいただいております。

その中で、こういう不適正処理事案に数多くかかわっておられます梶山先生からは、必要なところは一定網羅されているというところと、私に関わった案件の中では、やはりこれだけきちっとやっているというところは知る限りではないですというご意見をいただいているところです。資料1の添付資料の説明については、以上になります。

司会：ただ今の説明について、ご質問、ご意見等ございましたら挙手をお願いいたします。

住民：すいません。はい。

司会：そしたら、日吉が丘さん、お願いします。

住民：今、何点か省略をされたんですけども、何か省略した理由はあるんでしょうか。

室長補佐：資料1のところですか。時間の都合で今回、省略させていただいたのは、前回お答えできなかった部分とか、今後対策が必要と思われるようなものをピックアップさせていただいております。その時にお答えさせてもらってるものにつきましては、今回ちょっと省略させていただきました。

住民：要は時間の省略ですね。

室長補佐：そうです。

住民：でも、私、前お願いしたのは、一応ここに書いてることは一通り説明をお願いしたいなということで、前、私も発言させていただいたんですよ。せっかく大事なことやと思ったんで、時間がほんとうに押し詰まってるんやったら、しょうがないとは思いますが。

室長補佐：すいません。

住民：それと、ちょっとよろしいか。

司会：はい。

住民：ちょっと私、この最後の説明があんまりよう分からなかったんですけど、

〇〇さん、前質問してくれはったんですかね。それで、今のこの答えでよかったですかね。

住民：いいんじゃない。

住民：そうですか。何か、聞いててよう分からなかったから。結構です。

司会：他に何かご質問等ございますでしょうか。はい。栗東ニューハイツさん、お願いします。

住民：〇〇さんに言われたんで、念のための確認なんですけども、旧RD社の掘削と、それから、対策工事の掘削は方法が違いますよね。

副主幹：はい。

住民：旧RD社の掘削は、有害物や違法物があったとしても、これはもう既に処分された物だからって言って、取り除かなくて、そのまま埋めてるんですよ。

県の場合は、対策工事だから有害物の場合は選別して外してるんで、そのところをしっかりと理解してもらいたいなということと、だから、特に③の深掘り是正地区、こここのところの不安はあるんですよ。

言ったように、そのまま埋めてますからね、遮水工事を終えただけで。てことは前と同じ状況のものが入ってるんで、ガスが発生する可能性があるんじゃないかなというふうに思ってるんですよ。それが今回調査対象になってないので、捉えることができないのはちょっと残念かなという気はします。

副主幹：その点ご不安いただいてるところも十分お聞きさせていただいているので、今回の対策で掘削をしなかった範囲というところについては、洗い出しにより安定化を進めていくというところですので、そのところもしっかり見ていきたいと思っております。

司会：他に何かございますでしょうか。なければ、議題2のほうの令和5年度の第1回モニタリング調査結果についてのほうにいかせていただきたいと思えます。はい、お願いします。

主任技師：そうしましたら、今年度第1回のモニタリング調査結果につきまして、私、小形のほうからご説明をさせていただきます。

見ていただいている2ページ目ですね。こちらのほうに調査地点など書かせていただいております、今回、5月18日に採水した調査の結果に

なっております。

調査地点、こちらの図の地点になるんですけれども、今回、年度の第1回目の調査という形になりますので、年1回実施をしております経堂池のほうの調査結果のほうも含まれている形になっております。

本事案のほうでは、右下のほうの図にございますように、処分場内の浸透水のほうで、処分場の横に位置しますKs3層の地下水の帯水層のほうと、処分場の下にありますKs2層の地下水帯水層のほうに流出をしていたという状況でございましたので、それぞれ遮水をして止めております。そのため、こちらの調査のほうでは、地下水につきましては、Ks3層、Ks2層の2つの帯水層を対象にモニタリングを行っております。地下水の流向につきましては、概ね、この地図でいきますと右上から左下という形で流れております。

それでは、3ページ目、浸透水の調査結果になっております。場内廃棄物を通りました浸透水のほうでは、こちらの揚水ピットの1地点のほうで調査を行っております。

結果のこちらの表なんですけれども、ちょっとスクリーンでは薄くなっておりますけれども、基準のある項目につきましては、基準を超過したのものは赤の背景に太字というところで、基準以下で検出されたものは緑と、不検出だったものは青という形で色分けをしております。こちらの浸透水のほうでは、基準を超過したものはありませんでした。

続きまして、4ページが処分場の横側に位置しますKs3層の地下水になります。こちらのKs3層のほうでは、こちら、H26-S2(2)、こちらの1地点のほうで、ほう素が環境基準を超過いたしました。こちらは以前から超過している地点で、地図の中では基準超過したものは赤の太枠のほうで囲っております。値につきましては、基準値前後という形で、横ばいという形で推移をしております。

続きまして、処分場の下側に位置しますKs2層の地下水のほうの①、1ページ目という形になります。こちらのKs2層のほうでは調査地点が多いために、2ページのほうに分けて結果を掲載をしております。

こちらの地点のほうでは、右の囲みですけれども、採水状況といたしまして、1点掲載をしております。こちらのNo. 1-1地点のほうで、前回と同様に、水質の自動測定器が井戸に引っかかって動かさないという状況に引き続きなっておりますので、採水深度のほうをその機器の少し上という形で変更して採水を行っております。

結果といたしましては、こちらの地点では、以前から環境基準を超過をしておりますH26-S2という1地点のほうで、ひ素が環境基準を超過しました。

同様に前回は超過していて、以前から環境基準を超過することが多いH24-7につきましては、今回は基準値ちょうどという形で、超過なしというような形になっております。

こちらの地点の超過原因につきましては、電気伝導度が低いことなどから、自然由来と考えられるものになってございます。

続きまして、6ページがKs2層の残りの地点になっております。こちらのほうでは、同じく以前から環境基準を超過をしておりますNo.3-1の1地点のほうで、ひ素が環境基準を超過をしております。

こちらにつきましては、過去に実施をしました詳細調査の結果などから超過原因は自然由来と考えられるという形で判断をしております。

続きまして、7ページが表流水、雨が降った水のほうを集めております洪水調整池の調査結果になっております。

こちらのほうでは、夏場のほうにpHが環境基準を超過することが多いんですけども、今回は前回よりは上がってはおりますけれども、基準値以内という形になっております。ですので、今回は全項目において基準超過はなかったというような結果になっております。

続きまして、8ページが同じく表流水になってるんですけども、先ほどの洪水調整池の水などが入り込んでいる、下流側の池のほうの調査結果になっております。こちらのほうでは、年1回という形で調査をしております。

結果といたしましては、こちらにありますように、農業用水基準のほうで従来から結果を見ておるんですけども、そちらの超過はなかったというような結果になっております。

9ページのほうに、結果の一覧表のほうを掲載させていただいております。

続きまして、10ページのほうが、敷地境界のガスの調査結果という形で、先ほどの水質調査と同じ日に、敷地境界の4地点のほうで空気、大気中のガスを採取をしまして、硫化水素の濃度の分析をしております。

結果につきましては、今回も全地点で不検出というような結果でありました。

資料2の説明は以上になります。

司会：ただ今の説明について、ご質問、ご意見等ございましたら挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

そしたら、続きまして議題3のほうの維持管理の状況についてご説明をさせていただきます。

主査：維持管理の状況につきまして、外村が説明させていただきます。すみません、座らせていただきます。それでは、維持管理の状況について説明させていただきます。

まず初めに、お盆に滋賀県に接近しました台風7号について、通過後速やかに現地の点検を行いました。施設に損傷がないことを確認しております。

次に資料を見てください。

まず、1ページ目にあります、西側市道側から見た現在の全体の写真になります。

続いて2ページ目になります。引き続きバイパス側から見た敷地の様子になります。見ていただきますように、大きな崩れ等の損傷はなく、施設としては良好な状況であることは、見て取れます。

続きまして2ページの下段になります、バイパス側の状況の写真になります。この写真は7月10日に撮りました。こういう形になっています。

次は3ページ目です。これが西市道側の状況の写真になります。写真を見ていただくと分かると思うんですが、⑧のところで、隣地の開発が進んできています。

次が洪水池の状況になります。

続いて4ページ目です。4ページ上の部分が敷地の平面部の状況です。前回から比べて、かなり植生が戻ってきています。

主任技師：では、4ページ下のほうから説明のほうを代わらせていただきます。4ページ下ですね、水処理施設の管理状況という形で、今回のほうは薬剤のタンクの中の清掃を行った様子の方を掲載をしております。

今回清掃を行いましたのは、凝集剤のタンクという形の薬剤になっておりまして、こちらの凝集剤は、通常はタンク内のほうでは透き通った透明な液体の状態が入ってる物なんですけれども、ごくわずかずつ、ちよつとずつ沈殿物っていうのが発生をしまして、それが長期間の使用によって、こういった形でタンクの中にたまってきましたというところになっております。今回、そういった物がある程度たまってきたという形になりましたので清掃を行っております。

作業といたしましては、こちらの下の2枚の写真のように、バキュームのほうを持ってきて、そういった沈殿物を吸い取ったり、あと、その後水洗いをして、きれいにしたりという形で清掃を行っております。

続きまして、5ページ上、水処理施設の水質等の状況という形になります。

資料1のほうでもご紹介させていただきましたとおり、前回の協議会のほうで水量のデータを示してほしいというご意見がございましたので、こちら、左下のほうにグラフのほうを掲載をしております。

グラフの見方ですけれども、スクリーンでは赤色の折れ線グラフになってるんですけれども、こちらが1日当たりの処理水量の月平均値というような形になっております。こちら、左のほうの軸で数字を読んでもらう形になります。

こちら、青色の棒グラフのほうが、その月の降水量の合計という形になってございまして、こちら、右側の軸の数字のほうで読んでいただく

形になります。

状況といたしましては、降水量の変動に対しまして処理水量の変動っていうのは、それほど大きいものではないといった状況になってございまして、例えば今年度第1四半期、4月から6月の状況でいきますと、処理水量の日平均は59立米というような状況になっておりました。

また、水質のほう、5月に実施をしました分析結果につきましては、主な項目のグラフのほうをこちらの右側のほうに、また、全項目の一覧表を、その次のページのほうに掲載をさせていただいております。

結果といたしましては、今回も緑の原水、青の処理水、両方とも計画処理水質の超過はなかったという形で、異常はなかったというような状況になっております。

資料3の説明は以上になります。

司会：ただ今の説明について、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。ございましたら、挙手をお願いいたします。はい。赤坂さん、お願いします。

住民：はい。赤坂、〇〇です。今、映していただいている水質、水量、特に水量のデータの開示につきまして、お願いをさせていただきましたが、早速こうして提供いただきまして、大変ありがとうございました。今の説明で、この降水量の測定はどこポイントで取られたデータなんですか。

主任技師：降水量につきましては、県の土木のほうで測っております上砥山のほうの調査結果になっております。河川の監視の目的で設置してるポイントになるかと思うんですけども、上砥山の結果です。

住民：分かりました。そのデータっていうのは県さんのホームページでも開示はされているもので、われわれも確認することはできるものですか。

主任技師：そうです。

住民：なるほど。分かりました。それと、もう一点、水量ですけども、下のそのグラフ、横ばいのように見えるんですが、やはり降水量に若干反応しながら1、2か月遅れぐらいで影響を受けてるようにも見られるんですけど、今の降水が浸透して、こうして浸透水が揚水される。それについての効果といいますか、要は廃棄物が洗浄される、浄化される効果については、県さんとしては、このデータ見て何か評価される点というのはあるんでしょうか。

主任技師：確におっしゃるとおり、水量の若干の影響は受けておまして、大体2割ぐらいですかね、上下するような形に、多い時と少ない時の差でいうとなってるような形になっております。

結果見てますと、雨が降ったすぐ後とかいう形で、短期間の変動という形ではなくて、多分、その日、処理水を測ってる日の前、何週間か何か月か分からないですけど、ある程度長期間の降水状況を反映して水量が決まってるのかなという形で見ております。

ある程度定常的に一定水量が処理水として、処理水としてというか、処理のほうに回ってくるという形で、ある程度コンスタントに廃棄物のほうの洗い出しが順調に進むような状況にはなってるんじゃないかなと考えております。

住民：ありがとうございます。一つ、右側のSSのグラフで、平成29年以降の、これ第二次の工事の影響でのSS増加だと思うんですけど、それに対して、下のCODのグラフはほとんどその影響を受けてないように見られるんですけど、これは、SS絡みのCOD成分というのはほとんどなくて、溶解性のCODが基本であるという、そんな見方になるのでしょうか。

主任技師：この工事期間中につきましては、浸透水というよりは、工事で廃棄物が露出している所に降った雨っていうのを、浸み込む前であっても廃棄物に触れている部分っていうのはありますので、そういった物を、外に出すわけにはいかないという趣旨で、水処理施設で処理してる部分もありますので、若干水の性状といいますか、どういう所を通ってきたかっていう状況が違う可能性が高いかなというふうに考えておりますので、私としては、同じ傾向として見れてる部分としては、工事が終わった後、令和3年度以降の状況かなという形で、こちらのほうは、そういう形で令和3年度からで書いてるんですけども、ここについては、そういう形で浸み込んでいない、例えば普通の、廃棄物にも触れているけれども、普通の土の上を通っただけの水とかも結構入ってますので、そういう物については、CODはないけれども、SSがあるみたいな、そういう状況もあるのかなとは考えておりますので、一概にSSとCODの関係っていうのが今のものと同じとは思ってはいないですね。

住民：分かりました。ありがとうございます。引き続き、また水量の情報を提供、よろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございます。

司会：他に何かございますでしょうか。いいですか。そしたら、次の議題のほうにいてもよろしいでしょうか。

そしたら、議題4のアーカイブ・対策編の進捗状況について説明いたします。

主任主事：わたくし、最終処分場特別対策室の千代と申します。今年度、アーカイブの総括編を担当させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。私のほうからアーカイブの全体像をおさらいといった意味で説明させていただこうと思います。

こちらの図は、以前の連絡協議会の場でもご説明させていただいたところですが、アーカイブの全体の構成としては、総括編と対策編、大きく分けてこの2つになっております。

総括編というのが事案の振り返りといったところを主に記述するというようなものになっておりまして、これに対して対策編というのが、さらに大きく廃棄物編、工事編、この2つに分かれております。

廃棄物編というのが、実際にどういった廃棄物があったのかといったところの記述で、最後に、工事編というものが、どういった工事をしたかというようなものになっております。今回ご説明させていただくのは、こちらの工事編の部分でございます。

主査：それでは、ここからアーカイブのうちの対策編の説明をさせていただきたいと思います。

対策編につきましては、先ほどスライドでご説明させていただきましたように、廃棄物編と工事編に分かれます。現在、廃棄物編については鋭意制作中ですので、皆さんにお見せできる状況になり次第、また、お見せできると思います。

今回は、先にまとまりつつあります工事編について、説明させていただきたいと思います。ただ、工事編だけでも全部で41ページありますので、時間の関係もあり、今回は流れで概要を説明させていただくことになると思います。何かありましたら、また次回以降の会議での修正も考えておりますので、これから説明させていただくのが、確定稿というわけではなく、一応こういうものができるかな、というふうに見ていただければ幸いです。

ページをめくっていただきまして、2ページ目です。このページは目次になります。

まず目次の第1部ですが、先に説明させていただきましたように、廃棄物編が最終的に入ってきますので、今の時点では、項目だけを挙げさせていただいている形になっております。

それでは、今回説明させていただきます工事編です。具体的には、工事編の目次ですが、章の構成は時間軸に沿った流れになっております。

具体的には、第1章は工事の着手前の状況について、これは、県が、文字どおり、この対策工事を実施する前の状況を示しております。

2章では緊急対策等についての工事を説明させていただいています。対策の着手までの間に緊急的に行った工事の内容になっています。

第3章は、一次対策工事について、緊急対策工事でできなかった、東側の焼却炉部分の有害物の掘削除去と井戸の設置が内容になります。ここでの掘削は仮設矢板を設置した上で深い部分の掘削を行うような掘削を行わず、そのような掘削は後に第二次対策工事に行っております。

第4章が二次対策工事について、これは施設の安定化に向けて、有害物の掘削除去、遮水、法面の整形と併せて水処理施設の新設および通気管の設置を行っております。

第5章が工事後の維持管理について、対策工が完了してからの維持管理の内容が整理されています。

資料としまして、巻末資料に連絡協議会の資料のありかと工事図面が載っております。

それでは、すいません。駆け足になりますが、次のページへ行かせていただきます。

それでは、4ページ目を見ていただきまして、写真は対策工事を行う前の当時の状況になります。

5ページ目からは、緊急対策工事の内容になります。緊急対策工事としては、根本対策の着手までの間、放置できない生活保全上の支障またはそのおそれについて、行政代執行により緊急対策を実施したものです。図2-1-1で対策を示しております。

具体的な内容としては、その下から始まりますが、(1)が焼却施設の撤去工事で、6ページに写真があります。(2)の水処理施設の修繕工事、7ページに写真があります。(3)その他緊急対策工事、仮設シート工と室内仮置廃棄物の保管対策です。7ページの図2-1-5のようなシートの補修等を行っております。次、8ページになります。図2-1-6は室内の保管状況です。

続きまして、中段の2、下水道接続工事、これは図2-2-1、下水道敷設ルート図に示した内容で、くみ上げた浸透水を水処理施設で処理した後に下水道に放流できるように工事をいたしました。

次、3番、建物等解体工事、これは9ページから10ページで示させていただきますが、解体工事を行った当時の状況をまとめております。

続いて11ページです。11ページからが、一次対策工事についての章になります。

一次対策工事の目的としましては、旧RD最終処分場に起因する生活環境保全上の支障またはその生じるおそれのうち、地下水の汚染拡散のおそれの一部を除去するための有害物調査（平成22年10月～平成23年12月）のうち、一次調査時点で確定できた東側焼却炉付近の有害物等の掘削除去と、地下水汚染拡散軽減措置としての既設水処理施設を活用した浸透水揚水処理を行うための井戸の設置等を実施したものです。

具体的な内容としては、(ア)有害物等の掘削除去、(イ)浸透水の揚水・浄化となっております。

12ページに移動していただきまして、12ページの図3-1-1に行った内容が示されています。有害物の除去と2本の井戸の設置を行っています、この図のところに、内容が書かれているのですが、有害物の除去と2本の井戸の設置が示されています。

13ページからは当時の掘削の状況を示しています。なお、掘削した物の内容については、廃棄物編で詳細に触れることとなりますので、この工事編では掘削した内容が分かるようなものとなっております。

次、14ページでは掘削前の状況と掘削の状況が分かる写真で、15ページにも掘削の状況が整理されています。

次、16ページになります。16ページについては、掘削の状況、なお、ここでは先ほど説明しましたように、掘削した物の整理については廃棄物編で取りまとめることとなります。

17ページで、図3-2-3の図が井戸の設置位置を整理したもので、赤丸が後から新設した分、これですね、井戸の位置になっております。

ページをめくっていただきまして、18ページ、19ページは、一次対策工事の際の環境対策と見学会の状況です。

20ページからですけど、20ページからが二次対策工事になります。

目的については、有害物調査のうち、二次調査で位置が特定された有害物を掘削除去するとともに、廃棄物土と地下水の帯水層が接する箇所の遮水を実施した。併せて法面整形および覆土を実施した。また水処理施設を新設し、浸透水の揚水・浄化を行うとともに、通気管を設置して、浸透水の流動性および硫化水素の発生条件を改善した。

具体的な工法としましては、(ア)の有害物等掘削除去、次、21ページになるのですが、(イ)の遮水工、(ウ)の浸透水の揚水・浄化、(エ)の法面整形および覆土、(オ)の旧処分場の排水の流動性および硫化水素発生条件の改善となります。すいません。これ次のページまで続くんですけど、22ページからは行った工事を図で整理しております。まず上の図ですが、二次対策工事の内容を示しております。ちょっと白黒で分かりにくいんですけど、赤色の部分が鉛直遮水壁、この図面で赤の部分ですね。紫の部分が有害物の掘削除去、ピンク色の部分が底面遮水工、青色の部分が水処理施設の関係を示しています。下の図で、二次対策工の概念を整理した図になっております。

続きまして、23ページは個々の作業の工程を示したものとなっております。

24ページは、施工状況の写真になります。写真は、有害物の除去状況になります。代表的な箇所を付けさせてもらっています。

25ページは、遮水のための構造物の施工状況です。写真は鉛直遮水壁の施工状況になります。

めくっていただきまして、26ページからは底面遮水と側面遮水の施工状況。26ページの下図4-2-6は、発生した土の処理の流れを示してい

ます。具体的な工種ごとに対策を分けています。①廃棄物掘削工、②有害物掘削除去工、③仮設物撤去工の3種に分けております。②の有害物掘削除去については廃棄物として処理しまして、①、③の土においては、さらに選別を行って用途によって使い分ける作業をしております。

27ページについては、その再生のフローになっております。

次、ページめくりまして、28ページです。28ページは、分別した資材の保管状況の写真になっております。

29ページは二次対策工事の実績で、集めた土の内容を整理させてもらっています。加えて(3)では、浸透水の浄化をまとめた内容を書かせていただいています。

次、30ページです。30ページの上の図は、浸透水の水の流れを示しまして、30ページ下の図は対策後の浸透水の流れをモデル的に示しています。赤色の縦線が遮水壁、赤色の横線が底面遮水を示しており、水の流れが見てとれます。

31ページ上部は、浸透水貯留槽の施工状況、下部は底面排水管の施工状況です。

次、32ページです。32ページは浸透水揚水ピットと水処理施設の写真です。

33ページは、水処理施設の処理のフローを示させていただいております。

34ページは廃棄物の拡散防止のためのキャッピングの状況です。

35ページは施工中の環境対策とモニタリングの状況を示させていただいております。

36、37ページは、二次対策工事中的見学会の状況を示させていただいております。

38ページからは章が変わりまして、工事後の維持管理についてまとめさせていただいております。写真は、工事が完了した時点の写真を付けさせていただいております。下の表については点検の取り組みを整理したもので、39ページは今後の取り組みと課題を示させていただいております。

40ページからは巻末資料になりまして、協議会の資料の所在と見学会の資料の所在、あわせまして、図面を付けさせていただいております。一応これで41ページあります。

ちょっと駆け足で非常に申し訳なかったのですが、1ページずつ説明すると、かなり時間がかかることもありまして、また見ていただきまして何かご意見等ありましたら賜ります。

司会：はい。ニューハイツさん、お願いします。

住民：先ほど申し上げたことと重なるのですが、最初の工事着手前の状況

についてというところで、この工事着手前のRD社に行わせたさまざまな工事、それは書かなくてよろしいのでしょうか。

というのは、それまでの改善命令、措置命令というのは、県は有害物を除去するっていう目的は、アルカリ性の物質に関してだけはそうとも言えるんですが、それ以外は地下水汚染を止めるんだというわけで、掘り出した物が有害物であっても、そのまま埋め戻すことはオッケーと、そういう形でやってたわけですよ。

それから、先ほど深掘り3か所の例がありましたけど、それ以外にも西市道側のドラム缶調査もありましたよね。あそこ掘削して、ドラム缶100本以上出てきて、慌てて県が措置命令かけるんだけど、そしたら、すぐ倒産しちゃってという状況が出たわけですけど、そういう処分場のこの対策工事に入る前の対策工事はどこで書かれるのですか。

主任主事：今ご説明させていただいた工事編に入る前までの、RD社が行った対策工事等に関しましては、総括編のほうで記載させていただく形で想定しております。

住民：申し上げたいことは、有害物があっても県は見ても見ぬふりをしてたということなんです。有害物であっても違法ではない、当時の基準では合法だから措置命令かけられません、改善命令かけられませんと言って、そのまま埋め戻した。それに対してわれわれは怒ったんですよ。

この対策工事で、初めて有害物は除去しますというスタートラインで始まったんですね。そこのちゃんと転換があったということは、どっかでしっかり書いてもらわないといけないと思います。

主任主事：そちらに関してもアーカイブのほうで記載させていただくようにします。

司会：他に何かご質問ございますでしょうか。赤坂さん、お願いします。

住民：27ページですけども、判定基準というのが、埋戻基準って書いてますね。これは溶出試験ですよ。そして、しかも6時間でしたか、そういうことがここに何も書かれていないんですよ。何も記載されてませんよね。そういうことは、きちっとやっぱり書いてほしいですね。私は納得してないんです、はっきり言って、6時間で溶出でね。そんなん出るんかっていう毎回思ってたんで、思ってたというか、言ってたんですけどね。だから、そこら辺のとも、きちっと書いてください。これじゃ何もないですよ。何の判定基準か分からへん。溶出ですよ。

副主幹：そこについては、話し合いの中で定めさせていただいた判定基準の内

容については、併せてここの中に記載させていただきたいというふうに考えてます。

司会：他に何かございますでしょうか。はい、日吉が丘さん。

住民：ちょっと細かいことになるかもしれませんが、20ページのところで、全体概要って書いてもうてるんですけど、これらの原因を根本的に解決し、最も効率的かつ効果的な対策を行うためには、それらの複合要因全てに対策云々、こうあるんですけど、結局ここでは根本的な対策をやったという表現なんですか、この文章ですけど。総合的な対策の実施が必要であった。結局その後、できましたっていうことなんですか。

副主幹：一次対策、二次対策については、平成22年から23年にかけて実施した有害物調査で土壤環境基準を超過する廃棄物土であったり、あとはドラム缶であったり、そういう物が確認をされましたので、一次対策のほうでは深くまで掘削をしなくてもいい部分の掘削除去をさせていただいて、その後、二次対策工事については、深い所にある有害物等の掘削除去をさせていただいて、その後、浸透水が周辺の地下水に流出しているような状況でしたので、遮水工事等をさせていただいて、実際工事を終了させていただいて、そこから2年間、一定周辺の地下水等のモニタリングをさせていただいて、環境基準を満たしているという状況を確認させていただいてるところと、まだこの後も対策工の有効性の確認をしていく必要があるというところなので、引き続き確認をしている状況ということになります。

この二次対策工事というのは抜本対策をさせていただいていて、周辺の地下水等については、環境基準を満たしてるような状況というところもございますので、その点におきまして、抜本的な対策を実施したというふうな表現にさせていただいてるところです。

住民：ちょっと私、今よう分からなかった。私が思うには、根本的なことをせないかんというの、それは当たり前だなと、そのとおりだなと思うんですけども、私らが根本的にしてほしいというふうなことはいろんな事情でできなくて、この工事を行ったということだと思うんですけどね。それを、この工事について評価する時に、こういう根本的な工事をやりましたっていうことなんか、根本的にはもっとええ方法あったけども、いろんな事情でできなくて、この工事をやりましたと、私はそっちやと思うんですけどね。

だから、これだけ読んだら、あっ、素晴らしいことやったみたいなんなんですけど、もうひとつちょっと、この表現見ると、ちょっと私とし

ては今納得できないと。

それで、さっきちょっとおっしゃったように、次の全体編、どやったっけ、総括編か、総括編にそういうことが載るんかもしれないなと思いつながら、ちょっとこれ見させてもらったんですけどね。

それと、もうひとつは、さっきの27ページのところで、いろんな振り分けして、埋め戻し材に利用したとか、場外に搬出処理したっていうふうに書いてるんですけども、あの鉛をくるんで入れたやつは、あれはどんな感じなんですかね。どういう表現になるんでしょうね、ここやったら。特に書いてへんですね。鉛を粘土でくるんで入れたと。あれは、鉛、数字、ここには判定基準0.01mg/Lっていうふうになってますけど、あれはどんだけでしたっけね。

副主幹：今ちょっとおっしゃっていただいたことについては、工事編というのは、実際どのような工事を行ったかというところを観点に書かせてはいただいておりますので、今、おっしゃっていただいた鉛含有量の部分の書き方をどうするのかとかいったことを含めて、検討させていただきたいというふうに考えてます。

住民：実際やったことをずっと書いたっていうことやったら、やったことは書いていただきたいというのと、どこに書くか、どこまで書くかというのはあるかもしれませんが、それやったら、こっち側の総括編のところで、何か、うまく入れ込んでいくんか、そういうのが。私ちょっとこれ覚えてたんで、ちょっと納得できひんなって気がしたんです。

以上です。

室長：最初のほうのご意見、ご質問でございますけれども、私どもの整理としましては、一定この工法の決定につきましては、やはり協定書なり、また基本方針等で、一定こういう形の工事で支障除去するというこの中で、その工事については一定こういう形で完了をしたというふうな整理をしておると。

今おっしゃられました、やはり工法の選定とか、そういった部分、その経過、経緯につきましては、総括編のほうできっちりと書いていきたいというふうに思ってます。

司会：他に何かございますでしょうか。赤坂さん、お願いします。

住民：一番最初の時に見せていただいた表がありましたよね、総括編とか工事編とか書いたやつ。あれは、ここには記載されてませんね。今、この中には付いてないですね、資料の中には。

これこれ、これ。これを、これの、総括編っていうのはどこまでが入

るのかとか、そこら辺が、私ら、もうひとつ分かってないんですよ。昔からのいろんな問題があった。それは総括編になるわけですか。

主任主事：そうです。

住民：そうですか。

主任主事：過去どういったことがあった、そこからどういうふうに事案が進行して、今現在どういった形でつながるかってことは総括編のほうで書かせていただきます。

住民：この図が欲しいんですよ。ここに。

室長補佐：資料5の資料のところ、後ほど説明させていただきますが6ページのところに総括編の目次のほうでどういうことが載せるかというの書いてありますので。

住民：目次のほうで。表としてはないんですね、今のこういう表では。

室長補佐：そうですね、表としては。

住民：ちょっとそれで分かりにくかったんですけど、できたらこれも付けていただいたほうがありがたかったんですけど。ちょっと写します。

司会：他に何かございますでしょうか。

住民：消してもうた。さっきのもっかい見せて。いや、書いてる最中に消してもうたから。

主任技師：こっちですか。

住民：はい。それ。今の。これ、これ。はい。

司会：他に何か質問等がございますか。なければ、次の議題5のアーカイブの総括編の作成に向けた住民インタビューの方針の説明にいきます。資料5をご覧ください。

主任主事：それでは、資料5のアーカイブの作成に係る住民インタビューの方針と職員ヒアリングの方針の案についてご説明させていただきます。まず、住民インタビューの方針（案）のほうからご説明をさせていた

できます。こちらのインタビューの目的でございますけれども、こちらに関しては、旧RD最終処分場問題のアーカイブを作成するにあたり、住民の方々による事案の振り返りに係る記録を後世に残していくため、インタビューを実施しようと考えております。

続きまして、インタビューの掲載箇所でございますけれども、資料5の、ページをめくっていただきまして、5ページ目からアーカイブ（総括編）の目次部分を付けさせていただきます。こちらの目次に関しては、以前の協議会でもお示しさせていただいた物と同じ物でございます。

改めて構成を振り返りをさせていただきますと、第1部に事実関係の整理、どういった問題が発生して、そこから県がどのように対応していたのかというふうなところを主に記載していきまして、県の対応の経過というところで、それ以降のRD社の破産の手続き開始であるとか、二次対策工事の実施の合意に係る経緯、あるいは、その実施の合意以降の実際の工事であるとか、そういったものに関して記載をさせていただきます。

続いて、第2部に振り返りというものを記載させていただいて、問題を振り返ってどうであったかというところを中心に記載させていただきます。こちらの振り返りの中に、RD問題を振り返ってというような章を設ける予定でございます。こちらの中で住民の皆さまへのインタビューを掲載させていただくというようなことを予定しております。

第3部では未来に向けて、今後の未来に向けて、今、県がどういったことをしてるかであるとか、そういったところを記載するというような予定をしております。

それでは、資料5、1ページ目に戻りまして、インタビュー方針（案）を説明させていただきます。

次に3番、インタビューの対象っていうところから説明をさせていただきます。インタビューの対象とさせていただきますと思っておりますのが、旧RD最終処分場問題に長年にわたって関わってこられた地元住民の皆さまを対象にしようというふうに考えております。

続きましてインタビューの相手方の選出方法でございますけれども、こちらは7自治会からの推薦を受けた住民の方。各自治会の合計で一応7名というふうに考えております。こちらに7自治会というふうに書かせていただいておりますけれども、今、県のほうではアーカイブの住民インタビューに関しては、中浮気の方にもインタビューをお願いしようかなというふうに考えてございまして、こちらの方針の案で問題がないということでございましたら、中浮気の方にも県のほうから打診しようかというふうに考えております。

続きましてインタビュー実施場所でございますけれども、インタビューの実施場所に関しては、対象者の決定後、各対象の方と県のほうで相

談の上で決定させていただこうかというふうに考えております。概ね、その各自治会で持ってらっしゃる自治会館だとか、あるいは、県の施設であるとか、そういった場所を想定しております。

続きまして、想定されるインタビュー項目というところでございます。県として、どういったところをお伺いしたいのかというところでございますけれども、大きく分けて3点予定しております。1番が旧RD最終処分場問題における問題発覚や対策工事の合意等における、私とRD問題との関わり、2番、RD問題を振り返って思うこと、3番、この地域の将来に望むこと、というような項目です。

全体の項目といたしましては、過去どういった形で皆さまがRD問題に関わってこられたのかというところの振り返り、経緯をお話いただきまして、問題を振り返って、どういったことを今お思いなのか、そして、この将来、未来をどういうふうに望んでらっしゃるのかというところをお話いただければというふうに考えております。

次に7番、アーカイブへの反映方法でございますが、自治会、氏名および必要に応じて経歴等ならびにインタビュー結果というのを掲載するという形で考えております。

具体的なイメージ図を、ページめくっていただきまして、3ページ目のほうに付けさせていただいております。イメージとしては、こういった形で、どこどこ自治会の誰々さん、場合によっては、平成何年度から平成何年度に、この自治会で自治会長をされてたかというところ、肩書も併せて併記させていただければというふうに考えております。

また資料5、1ページ目に戻りまして、最後の8番、留意点でございます。

まず1つ目が、他の住民の中傷等に係る発言というところでございますが、アーカイブの作成目的というのが、廃棄物の不適正な処理等に係る同様の事案の再発防止に向けたものであるというところでございますので、次の事項に該当すると考えられる発言に関しましては、アーカイブに掲載しないこととしようかと思っております。

2点具体例を挙げておりまして、アが特定の個人や自治会を中傷・揶揄するような発言や不利益になるような発言、イが社会通念上、アーカイブに掲載するには不適切と思われるような発言でございます。

次に2番、インタビュー内容の確認・修正についてというところでございます。インタビューにおける発言内容の趣旨等を確認する必要があると県のほうで判断した場合に関しましては、発言事項に係る記録、県のほうでも記録が残っておりますので、そちらを調査させていただいた上で、インタビューの対象者の方に、県の記録を調査した限り、こういう記録があった、というところを確認させていただきまして、場合によってはご発言いただいたものを修正をさせていただいたほうがいいのか、あるいは、そのままかというところをお伺いしようかというふうに考え

ております。

以上が住民インタビューの方針（案）でございます。

続きまして、職員ヒアリングの方針（案）について、このまま説明をさせていただこうと思います。資料の4ページ目をご覧くださいませでしょうか。

それでは、県職員ヒアリングの方針、全体像をご説明させていただこうと思います。ヒアリングのまず目的でございますが、アーカイブ総括編における旧RD最終処分場問題に関する県の対応の検証に関しましては、行政対応検証委員会における検証結果を基本とするということとしておりますけれども、RD社への指導等や住民の方々への説明を直接行っていた職員に追加的に聞き取りを行うということで、アーカイブ作成における経緯の整理に資するということを目的としております。加えまして、行政対応検証委員会における報告書の提出後につきましても、同様に経緯の整理が必要というふうに考えておりますので、ヒアリングの実施を行うというふうに考えております。

続きまして、ヒアリング内容の反映箇所でございますけれども、先ほどご覧いただきましたアーカイブの第1部の第1章から第4章の部分、事案の経過の部分で記載をさせていただこうかというふうに考えております。

続きまして、ヒアリングの対象者でございますけれども、対象者として思っておりますのが、旧RD最終処分場問題に関わってきた県職員のうち、ヒアリング項目の内容に応じて、当時当該業務を担当していた職員を想定しております。どういった職員かっていうところに関しては、何を聞きたいかっていう中身にもよって変わってくるだろうというふうに考えておりますので、まず何を聞くのかっていうのを整理した上で、そのヒアリング項目を確認するにはどういった者が適切なのかっていうのを確認した上で、ヒアリングをするというようなところで考えております。

こちらのヒアリングの対象の職員に関しては、場合によっては県を既に退職しているという場合もございますけれども、可能な限り連絡を取るというようなことと考えておりますので、一応退職済みの者を含めてという形で考えております。

「なお」という形で書かせていただいておりますけれども、ヒアリングに当たりましては、当該職員自身の同意というのが、事前に得ておくというのが前提となりますので、職員自身にヒアリングをさせていただくというのを同意を得た上で、こちらで実施するという形で考えております。

次にヒアリング項目でございます。こちらに関しては、過去の連絡協議会の中で職員への聞き取り調査を行う旨の意見があった事項を列挙しておるような形でございます。想定されるヒアリング項目の案として

挙げさせていただいてます。

順に読み上げさせていただきますと、埋め立て容量の許可に係る経緯であるとか、対策工事の合意に係る経緯、県と住民の認識の違い、有害物質調査に係る経緯、県の旧RD社への認識、住民からの通報に係る対応の経過、行政対応検証委員会からの評価に対する受け止め、というところで考えております。

県職員ヒアリングの方針に関しては、以上でございます。

ちょっと話を前後させてしまうんですけども、住民インタビューの方針（案）、職員ヒアリングの方針（案）、いずれに関してもこちらの内容でただちにこれから進めるというものではございませんで、この内容で県としては考えておるといふふうなところでございますけれども、こちらに関してご意見いただいて、例えば、この県職員ヒアリングのヒアリング項目で、こういったものを増やすべきだとか、そういったご意見があれば、それも踏まえて方針、検討していきたいなというふうに考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

室長補佐：それに一つ補足ですが、住民インタビューの時期は、先ほど資料4で、アーカイブの工事編をお示しさせていただきましたが、このように総括編の内容も皆さんにお示しをさせていただき、その後というふうを考えております。できるだけその内容につきましては、来年の協議会の早い時期までにはお示しさせていただこうと考えております。

以上でございます。

司会：ただ今の。どうぞ、ニューハイツさん、お願いします。

住民：このプランは全面的に見直してください。なぜかというんですね、あまりにも住民をばかにしていると私は思います。何か住民に対してコラムのようなことを書かせてそれでおしまいにしてしようとしているんじゃないかというような気がします。もっと具体的に時系列に沿って、住民がどういう気持ちでその時いたのかっていうことを明らかにしなければ、歴史的な資料になり得ません。

だから、この、何だっけ、この例に挙げているインタビューなんて、これちゃんちゃらおかしいですね、このイメージは。こんなこと考えるようじゃ、今後滋賀県に対しては期待できないと言わざるを得ない。もっとしっかり細かく時系列に沿って、この時には住民はどういうことを考えていて、それと、県はどういうふうな意見の齟齬があったのかということをおぼり出さないと駄目ですよ。

例えば、この問題が起きた時には、まずガス化溶融炉が建てられるっていうことが決まったんですね。われわれは、ごみの上にそんな大型な焼却炉を建てて大丈夫ですかというふう聞いたんだよ。ところが、焼

却炉は安定した所へ建てなければいけないというふうに書いてあるだけで、ごみの上に建ててはいけないとは書いてないから大丈夫ですって言うんですよ。

じゃあ、あそこの地盤について県はどう思ってますかって言うと、分かりませんって言うんですよ。分からないはずないでしょうって言ったら、その焼却炉にごみを入れるために建屋を建てるんだけど、建屋を建てるのは都市計画課が資料を持って、そこに地盤の調査はあったんですよ。そうすると、ごみが13メートルだったかな、確か、だってことが分かった。けども、県は、廃棄物の対策してる人たちは都市計画課の地下のことは知らなくてもいいっていう感覚だったんですよ。われわれは安全かどうかってことを聞きたかったんですよ。

それから、次に起きたのは硫化水素問題です。硫化水素が北尾側に出て、われわれはこの原因を追究してくださいと、処分場に入って調べてくださいって言ったんですよ。そしたら、県は何て言ったかっていうと、確たる証拠がないのに私有地に立ち入れませんって言うんだよ。これが、住民の気持ちに寄り添うことですか。それで、なかなか処分場の調査は進まなかったんですよ。

そういうような一つ一つの事件が起きた時に、住民はどういう気持ちになっていて、県はどういう気持ちでそれに対応したのかってことを、コントラストをはっきりさせて時系列的に明らかにしなければ、この問題の歴史的教訓が出てきませんよ。こんな私とRD問題との関わりとか、振り返って今思うこととか、ちゃんちゃらおかしいことやめてくださいよ。もっと真面目に仕事してよ。よろしくお願いします。

室長：ありがとうございます。今、少し誤解があるかなと思いますのは、この今お示ししてる案というのは、基本的におっしゃられたように、ここで非常に長年関わっていただいた、自治会の方々の本当の一定の生の声をコラム的にこの部分に載せるということでございますので、ちょっとやはり私どもこれで先走ってしまったのか分かりませんが、先ほどから申し上げてますように、まずこういうことをするに当たりまして、その総括編の一定の案というか、そういうものをお示ししないとなかなかここに進めないということで、先ほど、その順序を説明申し上げたんですけれども、今おっしゃられたように、当然総括編の中にそういった経緯なり、その時の、これは自治会の方だけではなくて、いろいろな団体の動きも含めて、そういったものを整理していくということになると、そういうものをお示しして、その上で、これは今、なかなか、もうやめとけというお話でございましたけれども、再度、もう一回こういうことを提案させていただくかも分かりませんが、確かに順序的には、きちっとその総括編の案というものをやっぱり一定お示ししてと、そういう順序で進めていきたいというふうに思います。

司会：はい。赤坂さん、お願いします。

住民：今まで、内容結構細かく書かれてるわけですよ、これにしても。それから、最近出てきたんですけども、これも携わってる方がずっと年代追って細かく、ものすごく調べ上げて書かれておられます。日付から量からきちっと書いてある。こういうもんを参考にして書いていただきたい。

こんな、インタビューのこんな内容なんて、ほんと、ほんとちゃんちゃらおかしい。私も思いますわ。こんなん、私、答える気持ちにならないですわ、これでは。資料はなんぼでもありますんで。

主任主事：今おっしゃったようなRDに関する、例えば出版物であったりとか、当然こちらでも把握しておりますので、例えばどういったものが出版されたとか、あるいは、どういう内容を見聞きされたかとか、そういったところもアーカイブの中で触れるように予定をしております。

住民：では、資料は全部そろってると、そういう意味なんですかね。

主任主事：もちろん、その全てがそろっているというふうに思っておりません。もちろん、県の公文書はこちらで全て管理しておりますし、出版されたものというのも県として購入したものもございます。ただ、もしこういった物が不足してるということであれば、逆にこちらに情報提供いただけると、県としては非常にありがたいなというふうには思います。

住民：総括って一番大事なところなんです、これはちょっと私はもう引けないです。

司会：他に何かございますでしょうか。はい。北尾さん、お願いします。

住民：だいぶ前の話なんですけども、4ページ、5ページ、最初の、地下水のKs3層とKs2層の位置のやつなんですけども、超過原因は自然由来と考えられると書いてあるんですけども、ちょっと〇〇さんの意見を聞いてはったと思ったんですけども、旧RD社の、このページですかね、掘削したところが原因で高くなってるんじゃないかなって。ここ。僕はちょっと自分の感覚だと、取ってた、ごみを取ってたのかなと思ったら、そうじゃなくて、そのまま埋め戻してるってことなので、自然由来じゃなくて、ここがそういういたずらをしてるんじゃないかなってという感情、ずっと今思ってたので、やっぱ質問しとこうと思っただけで。

主任技師：ご質問ありがとうございます。こちらの部分につきましては、ちょ

っと地図が小さくて見づらいですけれども、H26-S2(2)とH26-S2につきましては、こちら、遮水壁のちょっとぎりぎりなんですけど、外側の井戸になってございますので、一応遮水壁を施工した時に、その遮水壁の外につきましては、処分場の廃棄物がないような形で確認して掘っておりますので、この井戸の部分については廃棄物がない所になっておるんです。という形で、浸透水の影響があるかどうかという部分は、すぐ横なので、あるんですけれども、例えばH26-S2のほうでいいますと、例えばこちらの電気伝導度でありましたりとか、こういった1,4-ジオキサンみたいな人工由来でしかないような物質の濃度とかを見させていただきましても、廃棄物の影響は見られないかなと考えられるような状況になっておりますので、そういった、ちょっとすいません、等で省略してる部分が幾つかはあるんですけれども、そういったいろんな状況を確認させていただいて、有識者の先生のほうにもご意見をいただきまして、ひ素については自然由来と考えられるかなという形で判断をしているところになっております。

司会：はい。赤坂さん、お願いします。

住民：インタビューのところですけど、4ページの、県の関わってきた職員のことですけど、これでもしも「いや、答えたくない」と言われた場合は、どうするんですかね。

主任主事：もちろん、そういったことは考えられます。インタビューに関しましても、あくまで任意で県からのお願いという形で聞き取りをさせていただくものでございます。何か法令に基づいて調査をするとか、そういったものではありませんので、基本的には、場合によっては断られるということも想定はされます。

ただ、元々このアーカイブを作成する目的としては、同様の事案の再発防止ですので、今まで関わってきた職員にもそういった目的でつくるというようなことを真摯にしっかりと説明して、どうしても必要なんだというところを伝えた上で協力を求めるというようなところで考えております。

住民：分析方法で、安定型処分場には、何やったかな、分析方法がないと私らは説明を受けたんですよ。そして、自分らで考えた方法を出したわけです。その経緯とか、そこらを聞きたいわけですよ。6,500万もかけて調査をやって、そして、結局何もありませんでしたと。しかも間違った方法をやって、そういう経緯があるわけですね。

なぜそんな方法を選んだのかとか、そこら辺は、たとえ向こうが断っても、やっぱりこれは責任上、答えるべきことなんですのでね。そこら

辺の、もしも私、拒否された時にどうするのかと。そこはやっぱりきちっと、ちょっと強い態度で取ってしていただきたいと思うんですよ。これだけは承知できない問題ですので。

主任主事：はい、承知いたしました。確認が必要な事項っていうの、もちろんあると思いますので、事前にこのヒアリング項目、どういったものが必要があるのかっていうのを、この場でも整理した上で最上のものをこちらで選定して、しっかりと聞き取りをさせていただくというように思っております。

住民：それと前知事ですね。名前出て悪いけど、嘉田知事さん、住民説明会があった、その時にサクラを使って、栗東市でもない人をわざわざ自分で指名して、そして自分寄りの答えを、発言をさせた。そこら辺も私はぜひとも嘉田さんに聞きたいです、何でそんなことしたんやと。そして、それを報道機関に、「こんな人もいますよ。住民の中にはこんな人もいますよ」言うて、わざわざ、京都新聞でしたけど、新聞の中にその記事がきちっと載ってあった。あれもやらせですよ。これも、ものすごく許せない話ですよ。そこら辺をどのように対処していくんか、ものすごく気になりますね、私は。

主任主事：今おっしゃったのは、インタビューの対象に元知事であるとか、そういう者を含めてと。

住民：はい。できれば、もうひとつ前の國松さんにしてもそうですけども、私ら県庁まで行って話した時に、私が証人と言ったのか、何て言ったかな、ちょっと言葉忘れちゃったけど、文書で書いてくれって言ったら、いや、私が証人って言ったかな、何て言ったかな、ちょっとそこら辺も言葉は忘れちゃったけど、そや言うて、何てかな、ごまかすような感じで終わってしまったんですよ。結局書類で何にも残らんかったから、私らもそれ以上追及もできんかったという経緯があるんですが、それも含めて、やっぱりその人らの意見も聞きたいですね。

主任主事：元知事というと。

住民：いや、でも、責任重大ですからね。私ら何回も行ってますし、嘉田知事にしたって何回も会うてますんで。

主任主事：ちょっとごめんなさい。今回のヒアリングの中で知事を含めるっていうのが元々、今の案では想定はなかったところではあります。

室長補佐：今の件ですけど、知事については、当時の知事の考え方とか判断っていうのは、県議会の答弁とか、報道機関へ資料提供をさせていただいて、公になってることが多いのと、あと協議とかの記録や内部の記録など、そういった物も残ってると思いますので、そういうものを調べて、アーカイブに記載させていただこうと思います。

住民：今の2件は絶対資料残ってないですわ、私のビデオテープには残ってませんけど。

室長補佐：できる限り、うちも中で資料のほうは調べさせていただこうと思っています。

司会：ニューハイツさん。

住民：いいですか。インタビュー対象者についてなんですけども、歴代の室長は当然入るだろうと思うんですね。それから、ぜひお願いしたいのは部長さん。部長さんはやっぱり責任者だから、答える責任は、私はあると思うんだよね。知事はできたらいいけれども、多分政治家だから、それはちょっと難しいかなと思うけど、部長は歴代、だいぶ人によって対応違ってましたからね。最初の伊藤さんなんて全然われわれに会ってくれなかったんでね。それから、山仲さんは知事とけんかしてて、何か言ってることが、何が本当なのか、よく分からなかったしね。その後は結構まともな部長さんが続いてますけれども、やはり部長さんには自分の任期中に起きたことに対する総括をしてもらいたいなと思います。

主任主事：はい、承知しました。ご意見としては、部長も含むところで承ります。場合によっては、ちょっと。

室長：私どもが当初想定しておりましたのは、今ニューハイツさんおっしゃられたように、その当時の実質上の管理職、すなわち課長とか室長を主な対象として考えてございました。少なくとも、あまり一般職につきましては、その当時の責任者、責任という意味で少し違うのかなとも思っています。部長につきましては、その後、政治家になられた方もおられますし、いろいろある中で、一定考えるところはありますけれども努力はさせていただかないといけないかなというふうには思います。

住民：もし断られたら、断られたっていうのを、ちゃんと記録に残してください。

司会：他に何かございますでしょうか。北尾団地さん、お願いします。

住民：すみません。私らの団地はRD問題っていうのは、当初、煙突から出る灰から始まってますよ。その時に、一番最初に相談行ったのが栗東市さんなんです。廃棄物対策法とか全然分からないんで、最初に行ったのは栗東市さんだったんですね。だから栗東市さんも、ここは県の職員さんしか書いてないんですけども、栗東市のその当時のことを分かってる方でもやっぱり対応してほしいなど。その記録というのは、なかなか残ってないかもしれないけど、記憶は僕は残ってるんで、当初、僕が最初から行ってたんで。

もう完璧忘れてましたけど、その時の状況とか、その市の態度はむちゃくちゃ覚えてるんですよ。それからね、その後、いろんな人に助言いただいて、栗東市さんじゃなくて県に行ったっていう経緯があるんで、その辺、栗東市さんにもお願いできないかなという意見です。

主任主事：今、アーカイブの第1部のRD問題の経過を記載する部分で、第5章の中に、今まさにおっしゃったような栗東市の対応の経過を記載する部分がございます。

こちらに関しては、栗東市のほうで原稿を作成するというようなところがございますので、そちらで実際残ってる記録であるとかを記載するというようなところ予定をしております。

司会：そしたら、ニューハイツさん、お願いします。

住民：すみません。インタビューとか全然関係なくて、今日の全体のことなんですけど、お願いとして、次回から発言する方、多分コロナ対策でマスクしてはると思うんですけど、全く聞き取れないというか、何言ってるか全然分かんないんですよ。なんで、もうちょっとマイクをいいのにしてもらうか、発言する方だけどっか隔離して、マスク外してもらうとか、ちょっと考えてもらいたいなと思います。

以上です。

司会：ちょっとマイクの今日は調子が悪かったみたいですので、すみません、また、そのあたりは次回改善させていただきたいと思います。

他に何かございますでしょうか。はい。日吉が丘さんお願いします。

住民：他の件でもよろしいですか。

司会：今のアーカイブの方針（案）で、他に質問等がなければ、次の議題のその他に移らせていただこうと思いますが、よろしいでしょうか。なお、アーカイブのところにつきましては、先ほどもちょっとご指摘いただき

ましたので、できるだけ早い時期に総括編の素案というか、内容のほうをお示しさせていただくようにします。その中で、またこういう方針とかいうところも、併せてその時にさせていただこうと思いますので、よろしくをお願いします。

そしたら、次の議題に移ります。その他ですが、事務局からのほうは特にありませんが、もし何か今のところまで、今までの説明等の中で何かありましたらお願いします。日吉が丘さん、お願いします。

住民：ちょっと私だけ分らんのかもしれませんが、今年の3月で国のほうのけりが付いたんですね。それは、どういうふうに一区切り付いたんか、その経緯が教えてほしいなと思ったんですけど。例えば今までずっとモニタリングやってきて、超えた所がなかった、または超えてても処分地由来でないということがあったと。それが流れてきて、3月末で取りあえず一区切り付いて、その後、どういうことをされて国のほうのあれが終わったんかというふうな、その辺教えてほしいなと思ひまして。

副主幹：そうですね、産廃特措法の実施計画の完了については、実施計画の中で目標を掲げておりました、それに基づく判断というのを対策工事完了後2年間にわたって確認、モニタリング等で確認をさせていただいて、目標を達成することを確認をさせていただいた上で、アドバイザーの先生方にも確認をさせていただいた上で、目標達成しましたというところで、環境省のほうに実施計画の完了というところで報告をさせていただいた次第です。

室長：すいません。ちょっと補足させていただきますけども、もう少し詳細に申し上げますと、令和5年6月19日付で環境大臣に完了報告書を提出をしております。ただ、当然今後も県としましては、皆さまとの協定に基づく対策工の有効性の確認、さらには安定化に向けた取り組みを進めていくということで、この提出した完了報告書の中にも、皆さま方のお話についても、詳しくではないですが、載せさせていただいております。住民の皆さまから残置廃棄物に起因する支障等が発生するおそれがあるため、今後ともモニタリング等を継続すべきという強い要望があったこと、また、再発防止のため、今、先ほど議論いただきましたけど、アーカイブを作成することになり、そういう記載もさせていただいております。今後県としては責任を持って、先ほど申し上げました安定化に向けてモニタリング、水処理を継続していくという考えでおります。

司会：国に提出しました完了報告書につきましては、県のホームページにも載せておりますが、本日、持ってきておりますので、終わった後にご覧いただけるようにしておきます。先ほど、管理監からも言われましたよう

に、前回2月の協議会で説明した時に皆様からいただいたご意見、そして、県議会に報告したことも完了報告書に載せております。その部分には付箋を付けておりますので、お帰りの際にでもご覧いただければと思いますので、よろしく申し上げます。他に。ニューハイツさん、お願いします。

住民：栗東市の副市長にお話しいただきたいのですが、この処分場の安定化を確認するためのモニタリングポイントは、今計画されている健康運動公園の中にもありますよね。この健康運動公園のこれからの開発に向かって、このモニタリングが継続できるように配慮するというのをどこかでちゃんとやっていただかないと、今日の最初にあった開催結果は、今後検討するばかりで、われわれの不安は解消されないで、よろしく願いいたします。

副市長：経堂池の部分とか、まさに健康運動公園の所もモニタリングの場所になっていますので、そこは継続してやっていくようにしたいと考えています。

司会：はい。赤坂さん、お願いします。

住民：前から何回も言ってるんですけども、処分場の処分量が1.8倍になったということの、この図面ですね、これ、何で皆さんにこれ配布しないんですか。

主任技師：前回は皆さんに見れるようにという形でご意見いただいたので、前回のホームページのところに追加、当日資料という形で掲載させていただいて、皆さん見ていただけるような形には今させていただいてるんですけども。

住民：いやいや、ホームページだけじゃなくて、この、せめてここに来てるものだけでも渡すべきじゃないんですか。ほして、説明もすべきじゃないですか。私だけ説明したって、それはあかんでしょって言って、前回も言いましたよ。ほして、これみんなに配ってください言うて、言いましたよね。そのまだ前も言いましたよね。だから、これ何回も言うてるんですよ。何でこれを説明してくれはらへんのか、みんなに配ってくれはらへんのか。だって不思議ですよ。1が1.8倍になるんですよ。考えられへんです。約2倍ですよ。やっぱりみんなが納得するような形に持って行ってほしいですよ。

それです。配布は後でもいいから、先、説明だけでもお願いします。

主任技師：はい。前回のご意見のほうで見ていただけるようにという形で、うちとして、私としては受け止めさせていただいたので、ちょっと思い描いていた対応ではなかった部分については申し訳ないかなと思っております。

内容のほうにつきましても、基本的には1.8倍になっていたという部分につきましても、配布済みの部分で十分内容としてはご理解いただける部分だったかなと思っておりますので、説明まではこの場ではしてなくて、この中で、また別途気付いたこととかでご質問とかがあれば、それはそれで対応させていただく形かなと思っていたところではあったんですけども。

すいません、ちょっとデータが重いので、今表示できてないですけども、こちら、前回、当日資料という形でさせていただいてる部分が、今、全体像動かなくてあれなんですけれども、処分場を輪切りにしたような形で、それぞれの輪切りの部分で廃棄物の部分がどこの部分になっているかっていうのを、この黄緑っていうんですかね、の部分で示してやっている部分で、こちらを付けさせていただいた趣旨といたしましては、前回、1.8倍というのをお示しさせていただいた時に、どうやって廃棄物量を県として推定していたのかという部分につきましても、前回のご説明としては、概念、理念といたしまして、廃棄物の上の面の部分を調べましたという調査と廃棄物の下の面を調べましたという調査で、間の部分をそれによって計算したんですよという、そういう部分まで説明したんですけども、より詳細な計算方法としては、輪切りにした断面図をこういう形で何メーターかおきに描いて、その部分の断面積とこの断面間の距離っていうのを掛け算することで、この断面の間の体積っていうのを計算をして、それを全ての輪切りについて足し算することで廃棄物の量を推定しましたという形で、ちょっと内容として詳細な部分に入るので、協議会の中でそこまでの部分の詳細なところまでの説明はさせていただくところでもないかなと思ったので、この図については配布をしてなかったという形になっておるんです。

住民：NO.7見せてもらえますか。

主任技師：すいません。ちょっと今重くて、スクロールできるかは分かりません。

そしたら、こちらの図の説明、そしたら、次回のほうにまた詳細なところをさせていただこうと思います。

住民：時間が時間やから仕方がないかもしれんけど、ちょっと言うのと、7番のどこへ行くと、昭和60年度の、何ていうか、ちょっと名前が出てこうへん。底面と次の平成6年度の底面やったら、平成6年度のほうが高い

んですよ、そんなことあり得るわけがないのにね。一目で見ても分かるようなもんは、なぜこんなもんが県が見抜けんかったんかっていう、そこら辺がありますんでね。それぞれ。そこですね。

主任技師：NO.7ですね。

住民：うん。ちょっと見にくいけどその右側のへこんでるところあるでしょ。青い部分で。そうそう、そうそう、そう。

主任技師：緑の55年の話ですか。

住民：うん、55年かな。そして、その赤が上にあるでしょ。赤いのが平成6年度なんですよ。それおかしいですよ。そんだけへこんでたやつが、また上、地山って上、上がるんですか。あり得へんですよ、これ。そんなことが現実に図面で描いてあるんやからね。

司会：すいません。そしたら、これについては、また次回の協議会のほうで一からもう一度説明をさせていただきます、改めて。

住民：いや、今回していただけるんや思ってて、なかったんで、だから次回お願いします。

司会：他に何かございませんか。よろしいでしょうか。それでは、以上をもちまして閉会とさせていただきますが、よろしいですね。すいません。そしたら、閉会、これをもちまして閉会とさせていただきますが、閉会に当たりまして、一点お知らせをさせていただきます。

次回の本協議会の開催につきましては、11月下旬ごろを予定しております。同じ日に、協議会の終了後、引き続き跡地利用協議会も一緒に開催させていただく予定をしております。開催時期が近づきましたら、またあらためてお知らせをさせていただきます。以上をもちまして、第46回旧RD最終処分場問題連絡協議会を終了いたします。本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございました。なお、先ほどご指摘いただきました国への完了報告書はこちらにご用意しておりますので、また帰りにでもご覧いただければと思います。